



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																				
	<p>び防災の現場における女性や高齢者，障害者などの参画を拡大し，男女共同参画<u>その他</u>の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。</p> <p>（略）</p>	<p>び防災の現場における女性や高齢者，障害者などの参画を拡大し，男女共同参画<u>や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。また，県及び市町村は，男女共同参画の視点から，防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。</u></p> <p>（略）</p>	<p>記述の適正化 防災基本計画の修正（R2）</p>																				
6	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 （略） 第2 組織555ty （略） 2 災害対策本部等 県内において災害が発生し<u>      </u>，又は災害が発生するおそれがある場合は，災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p>	<p>第2節 各機関の役割と業務大綱 （略） 第2 組織 （略） 2 災害対策本部等 県内において災害が発生し<u>た場合</u>，又は災害が発生するおそれがある場合は，災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	<p>記述の適正化</p>																				
9	<p>第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに<u>津波</u>防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び<u>津波発生時における</u>被害の拡大防止のための応急対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(1) 公立幼稚園，小学校，中学校，<u>      </u>高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定地方行政機関】</p>	機関名	業務大綱	宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>津波</u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>津波発生時における</u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)	(略)	(略)	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園，小学校，中学校， <u>      </u> 高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)	(略)	(略)	<p>第4 防災機関の業務大綱 【県・市町村】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県</td> <td>(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに<u>      </u>防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び<u>      </u>被害の拡大防止のための応急対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県教育委員会</td> <td>(1) 公立幼稚園，小学校，中学校，<u>義務教育学校</u>，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定地方行政機関】</p>	機関名	業務大綱	宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>      </u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>      </u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)	(略)	(略)	宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園，小学校，中学校， <u>義務教育学校</u> ，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)	(略)	(略)	<p>記述の適正化  記述の適正化</p>
機関名	業務大綱																						
宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>津波</u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>津波発生時における</u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)																						
(略)	(略)																						
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園，小学校，中学校， <u>      </u> 高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)																						
(略)	(略)																						
機関名	業務大綱																						
宮城県	(1)～(4) (略) (5) 防災訓練並びに <u>      </u> 防災上必要な教育及び広報の実施 (6)～(11) (略) (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び <u>      </u> 被害の拡大防止のための応急対策 (略)																						
(略)	(略)																						
宮城県教育委員会	(1) 公立幼稚園，小学校，中学校， <u>義務教育学校</u> ，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。)設備等の災害対策 (略)																						
(略)	(略)																						

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）		修正後		備考
12	(略)	(略)	(略)	(略)	記述の適正化 記述の適正化
	仙台管区気象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集、 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る)、 水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)	仙台管区気象台	(1) 気象, 地象, 地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び 発表 (2) 気象, 地象(地震にあつては, 発生した断層運動による地震動に限る)及び 水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表, 伝達及び解説 (略)	
14	【指定公共機関】		【指定公共機関】		分社化に伴う追加指定
	(略)	(略)	(略)	(略)	
23	東北電力株式会社宮城支店 <u>(新規)</u>	(略)	東北電力株式会社宮城支店 <u>東北電力ネットワーク株式会社宮城支社</u>	(略)	最新の状況に更新する
	(略)	(略)	(略)	(略)	
23	第3節 宮城県を取り巻く地震環境 (略) 第4 宮城県の地震被害 (略) <b>宮城県に被害を及ぼした主な地震</b>		第3節 宮城県を取り巻く地震環境 (略) 第4 宮城県の地震被害 (略) <b>宮城県に被害を及ぼした主な地震</b>		最新の状況に更新する
	西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2011.3.11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死亡者 <u>10,554</u> , 行方不明者 <u>1,234</u> , 住家全壊 <u>83,000</u>	宮城県 <u>(H28.11.30)</u> 現在	最新の状況に更新する
2011.4.7 (平成23)	宮城県沖(東北地方太平洋沖地	7.2		宮城県 <u>(R2.11.30)</u> 現在	

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考								
	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">震の余震</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆</p>		震の余震			<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">震の余震</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆</p>		震の余震			
	震の余震										
	震の余震										
25	<p>第5 東日本大震災の地震の概況 (略)</p>	<p>第5 東日本大震災の地震の概況 (略)</p>									
	<p>2 地震の特徴 (略)</p>	<p>2 地震の特徴 (略)</p>									
29	<p>(4) 余震の発生 過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から3週間後の4月1日においてマグニチュード5以上の余震が400回以上発生している。</p>	<p>(4) 余震の発生 過去の大地震と比較して、余震の発生回数が非常に多く、地震から3週間後の4月1日においてマグニチュード5以上の余震が400回以上発生している。</p>									
	<p style="text-align: center;">海域で発生した主な地震の余震回数比較（※本震を含む） （マグニチュード5.0以上）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">海域で発生した主な地震の余震回数比較（※本震を含む） （マグニチュード5.0以上）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">図の更新</p>								



頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考																																																																																																																																						
46	<p><b>第2 海岸保全施設等の整備</b></p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p>本県の海岸総延長は約830kmで、8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は、津波、高潮などの異常海象に対して災害を倍加する特殊な地形となっており、仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり、台風、高潮時の危険に脅かされている。</p> <p style="text-align: center;"><b>宮城県の海岸状況 (平成29年3月現在)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">海岸保 全区域 延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全 施設の有 効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>カ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>水管理・国土保全 局</td> <td>415,671</td> <td>92,762</td> <td>53,750</td> <td>8,208</td> <td>160</td> <td>68,499</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,599</td> <td>59,238</td> <td>20,794</td> <td>13,055</td> <td>261</td> <td>43,433</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>29,626</td> <td>29,626</td> <td>20,762</td> <td>7,670</td> <td>194</td> <td>28,432</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>259,476</td> <td>102,609</td> <td>23,094</td> <td>22,032</td> <td>336</td> <td>45,845</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>829,372</td> <td>284,235</td> <td>118,400</td> <td>50,965</td> <td>951</td> <td>186,209</td> </tr> </tbody> </table> <p>※閘門・水門には、陸閘を含む 通省水管理・国土保全局編 (略)</p> <p style="text-align: right;">「海岸統計」平成29年度版(国土交</p>	区分	海岸線 総延長	海岸保 全区域 延長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	所管別					カ所		国土交通省	m	m	m	m		m	水管理・国土保全 局	415,671	92,762	53,750	8,208	160	68,499	港湾局	124,599	59,238	20,794	13,055	261	43,433	農林水産省							農村振興局	29,626	29,626	20,762	7,670	194	28,432	水産庁	259,476	102,609	23,094	22,032	336	45,845	計	829,372	284,235	118,400	50,965	951	186,209	<p><b>第2 海岸保全施設等の整備</b></p> <p>1 本県の海岸保全施設</p> <p>本県の海岸総延長は約828kmで、8市7町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は、津波、高潮などの異常海象に対して災害を倍加する特殊な地形となっており、仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり、台風、高潮時の危険に脅かされている。</p> <p style="text-align: center;"><b>宮城県の海岸状況 (令和2年3月現在)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">海岸線 総延長</th> <th rowspan="2">海岸保 全区域 延長</th> <th colspan="4">海岸保全施設</th> </tr> <tr> <th>堤防</th> <th>護岸</th> <th>閘門・水 門・樋門</th> <th>海岸保全 施設の有 効延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所管別</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>カ所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td>m</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>水管理・国土保全 局</td> <td>414,335</td> <td>94,903</td> <td>53,811</td> <td>8,242</td> <td>158</td> <td>68,967</td> </tr> <tr> <td>港湾局</td> <td>124,619</td> <td>59,379</td> <td>20,813</td> <td>12,833</td> <td>276</td> <td>43,895</td> </tr> <tr> <td>農林水産省</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農村振興局</td> <td>29,581</td> <td>29,581</td> <td>20,648</td> <td>7,671</td> <td>194</td> <td>28,319</td> </tr> <tr> <td>水産庁</td> <td>258,732</td> <td>105,802</td> <td>27,549</td> <td>21,068</td> <td>320</td> <td>49,336</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>827,267</td> <td>289,665</td> <td>122,821</td> <td>49,814</td> <td>948</td> <td>190,517</td> </tr> </tbody> </table> <p>※閘門・水門には、陸閘を含む 通省水管理・国土保全局編 (略)</p> <p style="text-align: right;">「海岸統計」令和元年度版(国土交</p>	区分	海岸線 総延長	海岸保 全区域 延長	海岸保全施設				堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長	所管別					カ所		国土交通省	m	m	m	m		m	水管理・国土保全 局	414,335	94,903	53,811	8,242	158	68,967	港湾局	124,619	59,379	20,813	12,833	276	43,895	農林水産省							農村振興局	29,581	29,581	20,648	7,671	194	28,319	水産庁	258,732	105,802	27,549	21,068	320	49,336	計	827,267	289,665	122,821	49,814	948	190,517	<p>情報の更新</p> <p>情報の更新</p>
区分	海岸線 総延長				海岸保 全区域 延長	海岸保全施設																																																																																																																																			
		堤防	護岸	閘門・水 門・樋門		海岸保全 施設の有 効延長																																																																																																																																			
所管別					カ所																																																																																																																																				
国土交通省	m	m	m	m		m																																																																																																																																			
水管理・国土保全 局	415,671	92,762	53,750	8,208	160	68,499																																																																																																																																			
港湾局	124,599	59,238	20,794	13,055	261	43,433																																																																																																																																			
農林水産省																																																																																																																																									
農村振興局	29,626	29,626	20,762	7,670	194	28,432																																																																																																																																			
水産庁	259,476	102,609	23,094	22,032	336	45,845																																																																																																																																			
計	829,372	284,235	118,400	50,965	951	186,209																																																																																																																																			
区分	海岸線 総延長	海岸保 全区域 延長	海岸保全施設																																																																																																																																						
			堤防	護岸	閘門・水 門・樋門	海岸保全 施設の有 効延長																																																																																																																																			
所管別					カ所																																																																																																																																				
国土交通省	m	m	m	m		m																																																																																																																																			
水管理・国土保全 局	414,335	94,903	53,811	8,242	158	68,967																																																																																																																																			
港湾局	124,619	59,379	20,813	12,833	276	43,895																																																																																																																																			
農林水産省																																																																																																																																									
農村振興局	29,581	29,581	20,648	7,671	194	28,319																																																																																																																																			
水産庁	258,732	105,802	27,549	21,068	320	49,336																																																																																																																																			
計	827,267	289,665	122,821	49,814	948	190,517																																																																																																																																			
47	<p><b>第6 港湾・漁港等の施設</b></p> <p>主要施設の耐震性確保</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁_____等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p>	<p><b>第6 港湾・漁港等の施設</b></p> <p>主要施設の耐震性確保</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤等港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p>	<p>記述の適正化</p>																																																																																																																																						
48	<p><b>第5節 交通施設の災害対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p>	<p><b>第5節 交通施設の災害対策</b></p> <p><b>第1 目的</b></p>																																																																																																																																							

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
50	<p>道路、港湾、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、<u>施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第5 空港施設</b></p> <p>空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。</p> <p><u>なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」により万全を期す。</u></p> <p>(略)</p>	<p>道路、港湾、空港、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、港湾、空港、鉄道等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、<u>海上・航空交通ネットワークの機能強化</u>、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5 空港施設</b></p> <p>空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、滑走路等の耐震性の確保及び航空保安施設等の維持整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>記述の適正化</p>
55	<p><b>第7節 建築物等の耐震化対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 一般建築物</b></p> <p>(略)</p> <p>2 適正な維持管理の促進</p> <p><u>所管</u>行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策</b></p> <p><u>所管</u>行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7節 建築物等の耐震化対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 一般建築物</b></p> <p>(略)</p> <p>2 適正な維持管理の促進</p> <p><u>特定</u>行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策</b></p> <p><u>特定</u>行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第3項に規定する建築設備、防火設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
56	<p><b>第5 ブロック塀等の安全対策</b> (略)</p> <p>また、通学路及び避難道路沿いの住民や<b>施設管理者</b>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>※ 宮城県沖地震後の対策 (略)</p> <p>平成14年度_____にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。</p> <p><b>第6 落下物防止対策</b> (略)</p> <p>2 天井の脱落防止等の対策強化</p> <p><b>施設管理者</b>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5 ブロック塀等の安全対策</b> (略)</p> <p>また、通学路及び避難道路沿いの住民や<b>建築物の所有者等</b>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>※ 宮城県沖地震後の対策 (略)</p> <p>平成14年度<b>及び平成30年度</b>にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。</p> <p><b>第6 落下物防止対策</b> (略)</p> <p>2 天井の脱落防止等の対策強化</p> <p><b>建築物の所有者等</b>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>実施年度の追加</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>
57	<p><b>第8 高層建築物における安全対策</b></p> <p>1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進</p> <p>高層建築物の<b>施設管理者</b>は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。</p> <p>2 長周期地震動対策及び啓発の実施</p> <p>高層建築物の<b>施設管理者</b>は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第8 高層建築物における安全対策</b></p> <p>1 エレベーターの閉じ込め防止対策の推進</p> <p>高層建築物の<b>所有者等</b>は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。</p> <p>2 長周期地震動対策及び啓発の実施</p> <p>高層建築物の<b>所有者等</b>は、長周期地震動対策を講じるよう努めるとともに、居住者等に対し、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止などの防災対策について、啓発に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>



頁	現行 (令和2年1月)	修正後	備考
58	<p style="text-align: center;">宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>震災前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法             <ul style="list-style-type: none"> <li>新築建築物対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>施工の適正化 → 建築確認による建築施工状況報告書提出</li> <li>耐震知識の普及、啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の強化</li> <li>県民への普及パンフレット配布</li> <li>増築時における耐震診断・改修の指導</li> <li>「みやぎ木のすまいづくり助成事業」による高耐久性木造住宅の建築促進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>既存建築物対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>普及、啓発                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及</li> <li>特定建築物所有者に対する直接指導</li> </ul> </li> <li>耐震診断体制の整備 耐震改修の促進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な特定建築物の耐震助成事業の実施</li> <li>民間特定建築物の耐震診断・改修の指導</li> <li>公共建築物の耐震診断・改修の指導</li> <li>耐震改修技術者の育成・登録</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>一般建築物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>普及、啓発                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>県民への普及パンフレットの配布</li> <li>個別訪問による普及・啓発の実施</li> <li>相談窓口の開設</li> </ul> </li> <li>耐震診断・耐震改修の促進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断講習会の実施 (専門家・技術者向け)</li> <li>木造住宅の耐震助成事業の実施</li> <li>耐震相談窓口の開設</li> <li>耐震改修技術者の育成・登録</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>県有施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅 → 県営住宅</li> <li>県営住宅以外の建築物 → 県営住宅以外の建築物</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>建築物の耐震改修に関する法律 平成七年十二月二十五日施行</p> </li></ul>	<p style="text-align: center;">宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>宮城県建築物等地震防災総合対策フロー</p> <p>震災前対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法             <ul style="list-style-type: none"> <li>新築建築物対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>施工の適正化 → 建築確認による建築施工状況報告書提出</li> <li>耐震知識の普及、啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の強化</li> <li>県民への普及パンフレット配布</li> <li>増築時における耐震診断・改修の指導</li> <li>「みやぎ木のすまいづくり助成事業」による高耐久性木造住宅の建築促進</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>既存建築物対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>普及、啓発                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及</li> <li>特定建築物所有者に対する直接指導</li> </ul> </li> <li>耐震診断体制の整備 耐震改修の促進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な特定建築物の耐震助成事業の実施</li> <li>民間特定建築物の耐震診断・改修の指導</li> <li>公共建築物の耐震診断・改修の指導</li> <li>耐震改修技術者の育成・登録</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>一般建築物                             <ul style="list-style-type: none"> <li>普及、啓発                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>県民への普及パンフレットの配布</li> <li>個別訪問による普及・啓発の実施</li> <li>相談窓口の開設</li> </ul> </li> <li>耐震診断・耐震改修の促進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断講習会の実施 (専門家・技術者向け)</li> <li>木造住宅の耐震助成事業の実施</li> <li>耐震相談窓口の開設</li> <li>耐震改修技術者の育成・登録</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>県有施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅 → 県営住宅</li> <li>県営住宅以外の建築物 → 県営住宅以外の建築物</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>建築物の耐震改修に関する法律 平成七年十二月二十五日施行</p> </li></ul>	図の修正

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
60	<p><b>第8節 ライフライン施設等の予防対策</b></p> <p>＜主な実施機関＞                  県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村,                  関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店,  <u>(一社)宮城県LPガス協会, 塩釜ガス(株),</u>                  石巻ガス(株), 古川ガス(株), 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p><b>第1 目的</b>                  大規模地震の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス,  <u>電話</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第8節 ライフライン施設等の予防対策</b></p> <p>＜主な実施機関＞                  県(総務部, 震災復興・企画部, 環境生活部, 土木部, 企業局), 市町村,                  関東東北産業保安監督部東北支部, 東北地方整備局, 東北電力(株)宮城支店,  <u>東北電力ネットワーク(株)宮城支社,</u> (一社)宮城県LPガス協会, 塩釜ガス(株),                  石巻ガス(株), 古川ガス(株), 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p><b>第1 目的</b>                  大規模地震の発生により県民生活に直結する上下水道, 電力, ガス, 石油・石油ガス,  <u>通信サービス</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合, 日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し, 安否確認, 避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく, 避難生活環境の悪化や, 県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>分社化に伴う追加</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>
64	<p><b>第7 電信・電話施設</b></p> <p>1 設備の災害予防                  電気通信事業者は, 電気通信施設の公共性に鑑み, 災害時においても重要通信を確保できるように平常時から _____ 設備を強固にし, 災害に強く, 信頼性の高い通信設備の設計, 設置の推進に努め, 県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散 _____, 応急復旧機材の配備等を図るとともに, 直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり, ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し, 電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7 電信・電話施設</b></p> <p>1 設備の災害予防                  電気通信事業者は, 電気通信施設の公共性に鑑み, 災害時においても重要通信を確保できるように平常時から <u>非常用電源等の整備により</u> 設備を強固にし, 災害に強く, 信頼性の高い通信設備の設計, 設置の推進に努め, 県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散 <u>及び安全な設置場所の確保</u>, 応急復旧機材の配備等を図るとともに, 直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり, ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し, 電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
69	<p><b>第10節 防災知識の普及</b></p> <p><b>第1 目的</b> （略）</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p>	<p><b>第10節 防災知識の普及</b></p> <p><b>第1 目的</b> （略）</p> <p>このため、県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、<u>地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について</u>普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。</p> <p><u>また、県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等の充実や、地域が主体となる研修体制の確立を推進し、市町村の初動対応等の災害対応能力の向上に努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
70	<p><b>第2 防災知識の普及、徹底</b> （略）</p> <p>2 住民への防災知識の普及 （略）</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用</p> <p>県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>【住民等への普及・啓発を図る事項】</b></p> <p>（略）</p> <p>⑥ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄</li> <li>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>・ <u>(新規)</u></li> <li>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</li> </ul>	<p><b>第2 防災知識の普及、徹底</b> （略）</p> <p>2 住民への防災知識の普及 （略）</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用</p> <p>県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、</u>防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</p> <p>（略）</p> <p><b>【住民等への普及・啓発を図る事項】</b></p> <p>（略）</p> <p>⑥ 家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最低3日間、推奨一週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄</li> <li>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備</li> <li>・ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u></li> <li>・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</li> <li>・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備</li> </ul>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
74	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</li> <li>・ 出火防止等の対策の内容</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第3 学校等教育機関における防災教育</b> (略)</p> <p>5 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で<b>防災</b>担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 県及び市町村並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、<b>防災</b>担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</li> <li>・ 出火防止等の対策の内容</li> <li>・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第3 学校等教育機関における防災教育</b> (略)</p> <p>5 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために県内全ての公立学校に防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には市町村単位で<b>安全</b>担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>なお、私立学校においても、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 県及び市町村並びに教育委員会は、各学校等において、防災主任、<b>安全</b>担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施など防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
75	<p><b>第6 災害教訓の伝承</b> (略)</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう _____ 公開に努める。</p> <p>また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6 災害教訓の伝承</b> (略)</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう <u>地図情報その他の方法により</u> 公開に努める。</p> <p>また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p>
78	<p><b>第11節 地震防災訓練の実施</b> (略)</p> <p><b>第4 市町村の防災訓練</b></p> <p>市町村は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日</p>	<p><b>第11節 地震防災訓練の実施</b> (略)</p> <p><b>第4 市町村の防災訓練</b></p> <p>市町村は、毎年、6月12日（みやぎ県民防災の日）、9月1日（防災の日）及び11月5日</p>	

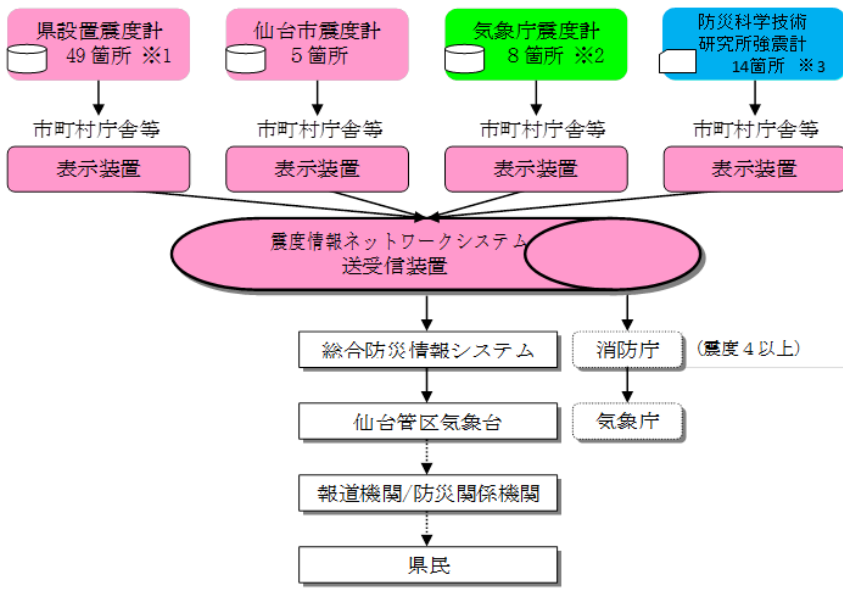
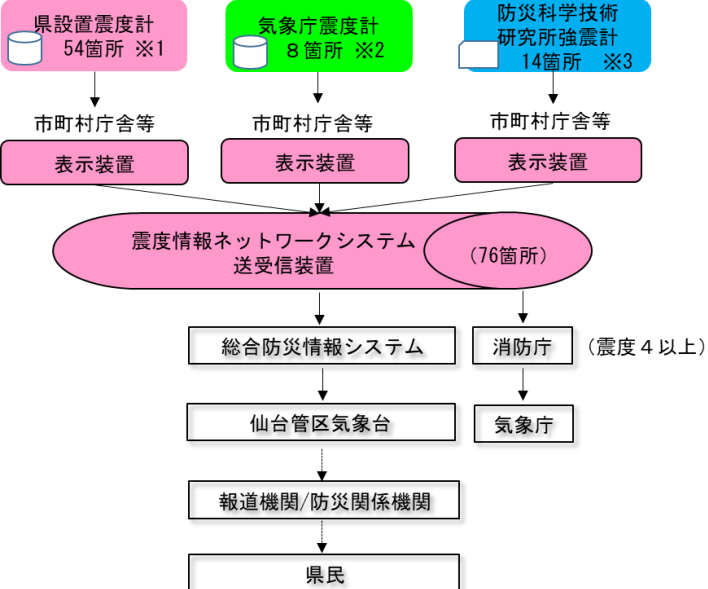
宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、_____ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方の視点</u>への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。</p> <p>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、<u>NPO・ボランティア等</u>団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>多様な視点</u>での配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
83	<p>第12節 地域における防災体制 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動 (略)</p> <p>(4) 避難の実施 市町村長の避難勧告等又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。 イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。 (イ) 市街地 …………… 火災、落下物、危険物 (ロ) 山間部、起伏の多いところ …… がけ崩れ、地すべり (ハ) 海岸地域 …………… 津波 (ニ) 河川 …………… <u>_____</u> 決壊・氾濫</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 地域における防災体制 (略)</p> <p>第4 自主防災組織の活動 (略)</p> <p>2 地震・津波発生時の活動 (略)</p> <p>(4) 避難の実施 市町村長の避難勧告等又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。 イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。 (イ) 市街地 …………… 火災、落下物、危険物 (ロ) 山間部、起伏の多いところ …… がけ崩れ、地すべり (ハ) 海岸地域 …………… 津波 (ニ) 河川 …………… <u>津波</u>、決壊・氾濫</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
85	<p>第13節 ボランティアの<u>受入れ</u></p> <p>＜主な実施機関＞ 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局 日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、<u>ボランティア関係団体</u></p> <p>第1 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等(以下「<u>ボランティア関係団体</u>という。))は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという<u>崇</u></p>	<p>第13節 ボランティアの<u>コーディネート</u></p> <p>＜主な実施機関＞ 県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、東北地方整備局 日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア等</u></p> <p>第1 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体・<u>NPO・ボランティア等</u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという <u>_____</u> ボランティア精神に基</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の</p>

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
86	<p><b>高</b>なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>受入れや登録</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>ボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>つきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>コーディネート</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害ボランティア活動の環境整備</b></p> <p>県及び市町村は、日本赤十字社、社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等の活動支援や_____活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p><u>さらに、県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>修正（R元）</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>
87	<p><b>第5 一般ボランティアの受入れ体制</b></p> <p>1 一般ボランティアの<u>受入れ</u>体制づくり</p> <p>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>一般ボランティアの<u>受入れ</u>は、社会福祉協議会及びNPO等<u>連携団体</u>が中心となつて、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係<u>団体</u>等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。</p>	<p><b>第5 一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制</b></p> <p>1 一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制づくり</p> <p>社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>一般ボランティアの<u>コーディネート</u>は、社会福祉協議会及びNPO等<u>関係機関</u>が中心となつて、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平常時から行政、関係<u>機関</u>等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
88	<p>(1) ボランティアコーディネーターの養成            災害が発生した場合、<u>ボランティアが直ぐに活動できるように</u>、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市町村と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。</p> <p>(2) ボランティア<u>受入れ</u>拠点の整備            災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。</p> <p>(3) <u>受入れ</u>体制の整備            社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。</p> <p>(4) 災害ボランティア関係<u>団体</u>とのネットワークの整備            災害ボランティア<u>活動</u>支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア<u>団体</u>等とのネットワークを構築する。</p> <p>2 行政の支援</p> <p>(1) NPO等との連携            県及び市町村は、災害ボランティアの<u>受入れ</u>に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO<u>支援組織</u>等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待される<u>ボランティア関係団体</u>との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) ボランティアコーディネーターの養成            災害が発生した場合、<u>_____</u>被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>また、地域の災害ボランティア活動等に積極的に携わるための相談や情報提供等、養成後のフォローアップに努めるとともに、市町村と協力し、災害ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の確保、育成及び連携強化に努める。</p> <p>(2) ボランティア<u>コーディネート</u>拠点の整備            災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。</p> <p>(3) <u>コーディネート</u>体制の整備            社会福祉協議会は、ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用などにより、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。</p> <p>(4) 災害ボランティア関係<u>機関等</u>とのネットワークの整備            災害ボランティア<u>コーディネート</u>支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア<u>_____</u>等とのネットワークを構築する。</p> <p>2 行政の支援</p> <p>(1) NPO等との連携            県及び市町村は、災害ボランティアの<u>コーディネート</u>に必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりを、社会福祉協議会、NPO<u>等関係機関</u>等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。また、災害時に活動が期待される<u>NPO・ボランティア等</u>との協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
92	<p>第16節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>1 情報伝達ルートの多重化</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、<u>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ</u>、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>第16節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備</p> <p>1 情報伝達ルートの多重化</p> <p>県は、市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、<u>防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて</u>、消防庁、県、各市町村、各消防本部等を通じた一体的な整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
93	<p>5 震度情報ネットワークシステムの整備 (略)</p> <p>震度情報ネットワークシステム概要図</p> 	<p>5 震度情報ネットワークシステムの整備 (略)</p> <p>震度情報ネットワークシステム概要図</p> 	<p>図の修正</p>



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
95	<p>(略)</p> <p>7 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 多様な情報収集手段の活用</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、<u>                    </u>巡視船、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>7 ヘリコプターテレビ画像伝送システム等の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 多様な情報収集手段の活用</p> <p>県は、機動的な情報収集活動を行うため、航空機、<u>無人航空機</u>、巡視船、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備の推進に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
96	<p>(略)</p> <p>11 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p> <p>県は、市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ（CATV）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）等のメディアの<u>活用を図るほか</u>、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>	<p>(略)</p> <p>11 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p> <p>県は、市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、<u>                    </u>衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p>県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、NHK、民間放送、ケーブルテレビ（CATV）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）等のメディア<u>への情報配信や活用への働きかけ</u>、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>記述の適正化</p>
97	<p>12 非常用電源の確保</p> <p>県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める<u>                    </u>。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 市町村における災害通信網の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p>	<p>12 非常用電源の確保</p> <p>県は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める<u>ほか</u>、<u>自家発電設備の活用体制の整備に努める</u>。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第3 市町村における災害通信網の整備</p> <p>(略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p>	<p>記述の適正化</p>



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
108	<p>ため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する_____。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣 被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する_____。</p> <p>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p> <p>ハ 災害応援従事職員の派遣 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する_____。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 防災関係機関等の配備体制</b></p> <p>1 防災関係機関の体制整備 地震による災害が発生し_____, 又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 人材確保対策</b> 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、_____退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ため、震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、次の職員を派遣する<u>ことができる</u>。</p> <p>(略)</p> <p>ロ 災害対策本部会議連絡員の派遣 被災市町村において災害対策本部が設置された場合、本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する<u>ことができる</u>。</p> <p>なお、上記イに規定する初動派遣職員が派遣されている期間は当該職員が兼ねるものとする。</p> <p>ハ 災害応援従事職員の派遣 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条の規定に基づき、市町村長から応援を要求された場合、災害応援従事職員を派遣する<u>ことができる</u>。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 防災関係機関等の配備体制</b></p> <p>1 防災関係機関の体制整備 地震による災害が発生した<u>場合</u>、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 人材確保対策</b> 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、</u>退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
110	<p><b>第18節 防災拠点等の整備・充実</b> (略)</p> <p><b>第3 防災拠点機能の確保・充実</b></p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステム_____の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分</p>	<p><b>第18節 防災拠点等の整備・充実</b> (略)</p> <p><b>第3 防災拠点機能の確保・充実</b></p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステム<u>や電動</u>車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

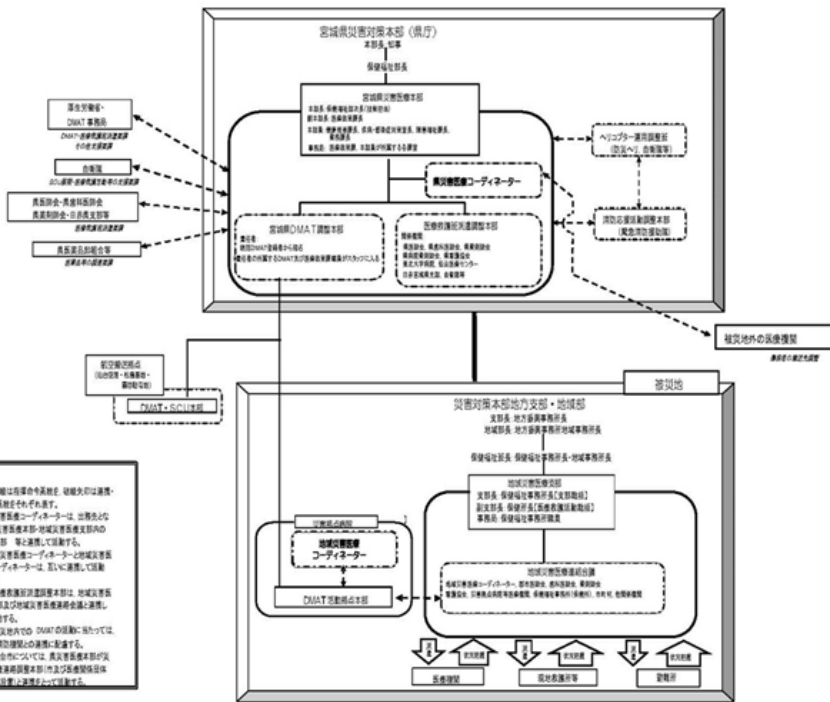
頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
112	<p>な期間 _____ の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星<u>携帯電話</u>等の非常用通信手段の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b></p> <p>1 地域内での確保対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>な期間 <u>(最低3日間)</u> の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星<u>通信</u>等の非常用通信手段の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第6 防災用資機材の確保対策</b></p> <p>1 地域内での確保対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p><u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
113	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 相互応援体制の整備</b></p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p><b>第7 他都道府県との応援体制の整備</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第19節 相互応援体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 相互応援体制の整備</b></p> <p>1 受入れ体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整える。</p> <p><u>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第7 他都道府県との応援体制の整備</b></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考												
116	<p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システム</p> <p>県は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実</p> <p>(略)</p> <p>(4) 専門職の確保対策</p> <p>東日本大震災の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(電気職、機械職、保健師の長期派遣など)は、必要な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にしておき、個別に応援県と人的支援を協議するのではなく、広域で人的派遣ができるような機能を持つ組織を全国知事会等と協力して設置すること等を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 総務省の被災市区町村応援職員確保システム</p> <p>県は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づく被災市町村における災害対応業務を支援するための連絡調整体制を整備する。</p> <p><u>県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 相互応援体制の強化充実</p> <p>(略)</p> <p>(4) 専門職の確保対策</p> <p>東日本大震災や令和元年東日本台風の際には、応援自治体において対応が可能な職員数が限られている技術職(土木職、農業土木職、電気職、機械職、保健師の中長期派遣など)は、十分な支援が得られないという課題がみられたことから、県は、災害時に人材不足が想定される専門職をあらかじめ明確にした上で、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>												
118	<p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第15 関係団体との連携強化</p> <p>県及び市町村は、他市町村等関係機関間や、平常時からその所管事務に係る企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施するほか、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続きの確認を行う</u>、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>												
120	<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="264 1348 1061 1385"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容				<p>第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1 県の役割</p> <p>(1) 医療救護活動に関する調整組織の設置</p> <p>県は、医療救護活動に関する次の調整組織の設置について定めておく。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1348 1957 1385"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置・出務場所</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	設置・出務場所	業務内容				
名称	設置・出務場所	業務内容													
名称	設置・出務場所	業務内容													

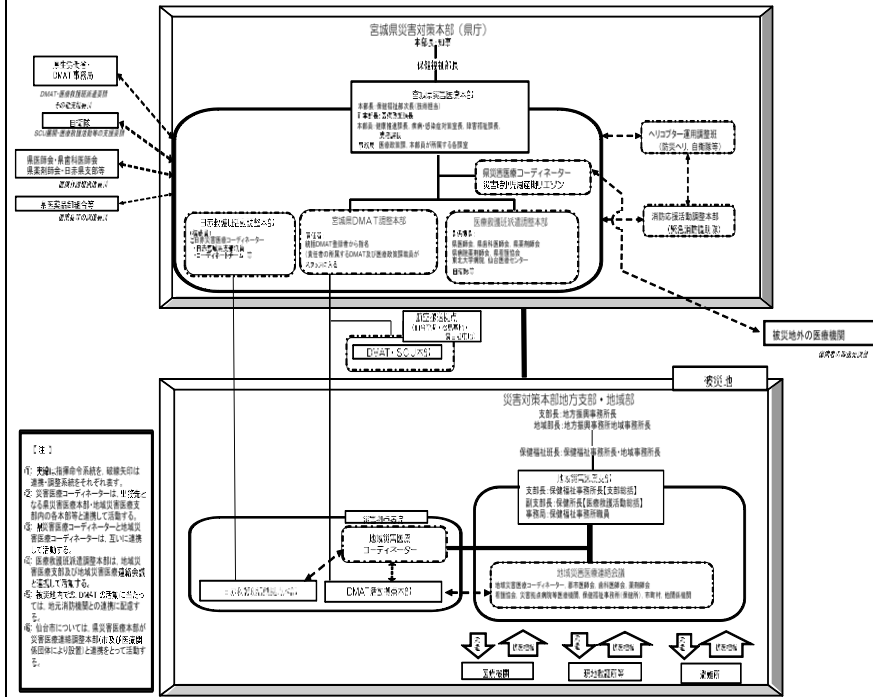
頁	現行（令和2年1月）			修正後			備考
121	災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整	災害医療本部	災害対策本部内	医療救護全体の調整	日赤災害医療 コーディネート チーム活動要綱 に明記されてい るため  宮城県災害時小 児周産期リエ ゾン運用計画を 施行するため
	宮城県DMA T調整 本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置 調整	宮城県DMA T調整 本部	災害医療本部内	DMA Tの受入・配置 調整	
	<u>(新規)</u>			<u>日赤救護班 活動調 整本部</u>	<u>災害医療本部内</u>	<u>日赤救護班の活動全般の 調整、受入・配置調整</u>	
	(略)			(略)			
	<u>(新規)</u>			<u>災害時小児周産期リ エゾン</u>	<u>災害医療本部内等</u>	<u>小児・周産期医療に係る 保健医療活動の総合調整</u>	

宮城県災害医療救護体制図



(2) 災害医療本部

宮城県災害医療救護体制図



(2) 災害医療本部

図の更新

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
122	<p>(略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、医療政策課と関係各課が連携して次の業務を行う。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p><u>(ハ)</u> 航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p> <p><u>(ト)</u> 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配</p> <p><u>(チ)</u> 県外からの医療支援の受入れ調整</p> <p><u>(リ)</u> 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整</p> <p><u>(ヌ)</u> その他必要な事項</p> <p>ニ (略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p><u>ホ</u> 災害医療本部は、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</p>	<p>(略)</p> <p>ハ 災害医療本部は、医療政策課と関係各課が連携して次の業務を行う。</p> <p>(イ)～(ホ) (略)</p> <p><u>(ハ)</u> <u>日本赤十字社宮城県支部に対する、日赤救護班活動調整本部の設置の要請</u></p> <p><u>(ト)</u> 航空搬送拠点でのDMAT・SCU本部の設置運営</p> <p><u>(チ)</u> 災害拠点病院の医療救護活動の調整及び重症患者の広域医療搬送の手配</p> <p><u>(リ)</u> 県外からの医療支援の受入れ調整</p> <p><u>(ヌ)</u> 協定締結団体等に対する医療支援の要請及び支援受入れの調整</p> <p><u>(ル)</u> その他必要な事項</p> <p>ニ (略)</p> <p><u>ホ</u> <u>災害医療本部等に、災害医療コーディネーターのとの協議を踏まえ、必要と判断した場合に災害時小児周産期リエゾンを置き、災害時の県全体の小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を行う。</u></p> <p><u>ハ</u> 災害医療本部は、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間設置する。</p>	<p>日赤災害医療コーディネーターチーム活動要綱に明記されているため</p> <p>宮城県災害時小児周産期リエゾン運用計画を施行したため</p>
125	<p>(略)</p> <p><u>(新規)</u> <u>以下繰り下げ</u></p> <p><u>(6)</u> 救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>(7)</u> 医療関係団体との連携</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備</p>	<p>(略)</p> <p><u>(6)</u> <u>日赤救護班活動調整本部・日赤救護班活動拠点本部</u></p> <p><u>イ</u> <u>日赤救護班の派遣を要請した場合には、災害医療本部内に日赤救護班活動調整本部を設置し、県内で活動するすべての日赤救護班を統括する。</u></p> <p><u>ロ</u> <u>日赤救護班活動調整本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが努める。</u></p> <p><u>ハ</u> <u>被災地域の災害拠点病院に、日赤救護班活動拠点本部を設置し、日赤救護班活動調整本部の指揮・調整のもと、地域内で活動する日赤救護班を指揮する。</u></p> <p><u>ニ</u> <u>日赤救護班活動拠点本部の責任者は、日本赤十字社宮城県支部から派遣された日赤災害医療コーディネーターが努める。</u></p> <p><u>ホ</u> <u>日赤救護班活動調整本部及び日赤救護班活動拠点本部は、県内で日赤救護班の活動が行われる間設置する。</u></p> <p><u>(7)</u> 救急患者等の搬送体制の確保</p> <p>(略)</p> <p><u>(8)</u> 医療関係団体との連携</p> <p>(略)</p> <p><u>(9)</u> 大規模災害時医療救護活動マニュアルの整備</p>	<p>日赤災害医療コーディネーターチーム活動要綱に明記されているため</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
127	<p>(略)</p> <p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 医療機関の役割</p> <p>(1) 医療機関</p> <p>(略)</p> <p><u>ニ 病院の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
130	<p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び <u>        </u>宮城県病院薬剤師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での <u>        </u>医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や<u>(一社)宮城県薬剤師会支部</u>とあらかじめ協議しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>3 薬剤師の確保</p> <p>(1) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び<u>(一社)宮城県病院薬剤師会</u>と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での<u>調剤</u>、医薬品等の仕分け、在庫管理、服薬指導を行う。</p> <p>(2) 市町村は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、郡市医師会や<u>地域薬剤師会（仙台市は（一社）仙台市薬剤師会）</u>とあらかじめ協議しておく。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
138	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6 緊急輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送の環境整備</p> <p>県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第6 緊急輸送体制</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送の環境整備</p> <p>県及び市町村は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び</u>非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
140	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的</p> <p>大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、</p>	



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
141	<p>災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、<u>高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>第3 指定緊急避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>（略）</p> <p>（5） 備蓄倉庫及び通信設備の確保</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p> <p>（略）</p>	<p>災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p><b>第3 指定緊急避難場所の確保</b></p> <p>1 市町村の対応</p> <p>（略）</p> <p>（5） 備蓄倉庫及び通信設備の確保</p> <p>市町村は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
148	<p><b>第24節 避難受け入れ対策</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2 避難所の確保</b></p> <p>（略）</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>（1） 指定避難所の施設の整備</p> <p>市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による<u>特設</u>公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>（2） 物資等の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、<u>                    </u>炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>（略）</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p><b>第24節 避難受け入れ対策</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2 避難所の確保</b></p> <p>（略）</p> <p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>（1） 指定避難所の施設の整備</p> <p>市町村は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による<u>災害時</u>公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>（2） 物資等の備蓄</p> <p>市町村は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p><u>県は、必要に応じて物資等の備蓄を行い、市町村への支援体制の構築に努める。</u></p> <p>（略）</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>（略）</p> <p><u>（10） 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における</u></p>	<p>呼称変更のため</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	(略)	<p><u>避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和2年6月）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めること。</u></p> <p><u>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。</u></p> <p>(略)</p>	修正（R2）
152	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び市町村は、<u>被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用による多様な伝達手段の整備に努める。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>県及び市町村は、_____市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備<u>や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア_____、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグなどのあらゆる媒体の活用を<u>図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。</u></u></p> <p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2）
153	<p>3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備</p> <p>県、市町村及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を_____常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備</p> <p>県、市町村及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正（R2）
153	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>特設</u>公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、</p>	<p>第8 孤立集落対策</p> <p>1 市町村は、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域について、集落と市町村間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線、<u>災害時</u>公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、</p>	呼称変更のため

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。 (略)</p>	<p>定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。 (略)</p>	
155	<p><b>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b> (略)</p> <p><b>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</b> 県及び市町村は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、<u>その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく</u> <u>_____。</u> その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。 (略)</p>	<p><b>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保</b> (略)</p> <p><b>第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定</b> 県及び市町村は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u> その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
159	<p><b>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</b> (略)</p> <p><b>4 訓練の実施</b> 県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと<u>合同で</u>、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を<u>_____実施する</u> <u>_____。</u> (略)</p>	<p><b>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</b> (略)</p> <p><b>4 訓練の実施</b> 県は、平常時より、倉庫協会・トラック協会や地方機関などと<u>_____</u>、情報伝達図上訓練や物流実動訓練を<u>合同で実施することを通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> (略)</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>
160	<p><b>第7 燃料の確保</b> (略)</p> <p><b>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定</b> (略)</p> <p>(2) 停電時の対策強化 重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、<u>_____電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え_____るとともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。</u></p>	<p><b>第7 燃料の確保</b> (略)</p> <p><b>2 重要施設・災害応急対策車両等の指定</b> (略)</p> <p>(2) 停電時の対策強化 重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、<u>72時間の事業継続が可能となる</u>電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備え、<u>その活用体制を整備する</u>とともに、必要な燃料の備蓄を行うよう努める。</p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	(略)	(略)	
172	<p><b>第28節 災害廃棄物対策</b></p> <p><b>第1 目的</b> 大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物(粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p> <p><b>第2 処理体制</b></p> <p>1 市町村の役割 市町村は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割 県は、災害廃棄物処理計画に基づき、市町村が適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第28節 災害廃棄物対策</b></p> <p><b>第1 目的</b> 大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物(災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、県、市町村及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</p> <p><b>第2 処理体制</b></p> <p>1 市町村の役割 市町村は、円滑かつ迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画や災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</p> <p>2 県の役割 県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的援助を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域支援体制の確立を図り、またこのために必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p> <p>防災基本計画の修正（R元）</p>

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考												
	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p>	<p><b>第3章 災害応急対策</b></p>													
176	<p>第1節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。</p> <p style="text-align: right;">なお、<u>震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p> <p>仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>震源付近</u>では強い揺れの到達に<u>間</u>に合わない<u>場合</u>がある。</p>	<p>第1節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。<u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。</u>なお、<u>緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p> <p>仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p> <p>※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、<u>内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所</u>では強い揺れの到達に<u>原理的に</u>間に合わない<u>こと</u>がある。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>												
177	<p>(略)</p> <p>3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="235 1034 1064 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 1034 353 1082">入手場所</th> <th data-bbox="353 1034 1064 1082">とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 1082 353 1358">自宅など 屋内</td> <td data-bbox="353 1082 1064 1358">                     頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。                      &lt;注意&gt;                      ・あわてて外へ飛び出さない。                      ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。                      ・<u>扉を開けて避難路を確保する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1358 353 1412">(略)</td> <td data-bbox="353 1358 1064 1412">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ <u>扉を開けて避難路を確保する。</u>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>3 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動</p> <p>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="1131 1034 1960 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1034 1249 1082">入手場所</th> <th data-bbox="1249 1034 1960 1082">とるべき行動の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1082 1249 1358">自宅など 屋内</td> <td data-bbox="1249 1082 1960 1358">                     頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。                      &lt;注意&gt;                      ・あわてて外へ飛び出さない。                      ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。                      ・<u>扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1358 1249 1412">(略)</td> <td data-bbox="1249 1358 1960 1412">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	入手場所	とるべき行動の具体例	自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ <u>扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u>	(略)	(略)	<p>記述の適正化</p>
入手場所	とるべき行動の具体例														
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ <u>扉を開けて避難路を確保する。</u>														
(略)	(略)														
入手場所	とるべき行動の具体例														
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・ <u>扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。</u>														
(略)	(略)														

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考																														
177	<p><b>第3 地震・津波情報</b>                      仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。</p> <p>1 情報の種類                      仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="237 501 1032 1409"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 501 327 611">地震情報の種類</th> <th data-bbox="327 501 633 611">発表基準</th> <th data-bbox="633 501 1032 611">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 611 327 721">震度速報</td> <td data-bbox="327 611 633 721">・震度3以上</td> <td data-bbox="633 611 1032 721">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 721 327 900">震源に関する情報</td> <td data-bbox="327 721 633 900">・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td data-bbox="633 721 1032 900">「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 900 327 1225">震源・震度に関する情報</td> <td data-bbox="327 900 633 1225">以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td data-bbox="633 900 1032 1225">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1225 327 1409">各地の震度に関する情報</td> <td data-bbox="327 1225 633 1409">・震度1以上</td> <td data-bbox="633 1225 1032 1409">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	<p><b>第3 地震・津波情報</b>                      仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。</p> <p>1 情報の種類                      仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1" data-bbox="1133 501 1928 1409"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 501 1223 611">地震情報の種類</th> <th data-bbox="1223 501 1529 611">発表基準</th> <th data-bbox="1529 501 1928 611">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 611 1223 721">震度速報</td> <td data-bbox="1223 611 1529 721">・震度3以上</td> <td data-bbox="1529 611 1928 721">地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 721 1223 900">震源に関する情報</td> <td data-bbox="1223 721 1529 900">・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)</td> <td data-bbox="1529 721 1928 900">「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 900 1223 1225">震源・震度に関する情報 (注)</td> <td data-bbox="1223 900 1529 1225">以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報発表 または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td data-bbox="1529 900 1928 1225">地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1225 1223 1409">各地の震度に関する情報 (注)</td> <td data-bbox="1223 1225 1529 1409">・震度1以上</td> <td data-bbox="1529 1225 1928 1409">震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報発表 または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	<p>表の修正</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。																															
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																															
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																															
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																															
地震情報の種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。																															
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																															
震源・震度に関する情報 (注)	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・津波注意報発表 または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																															
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																															

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）			修正後			備考
			<u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>			<u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。</u>	
	<u>その他の情報</u>	<u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>	<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u>	
	<u>推計震度分布図</u>	<u>・震度5弱以上</u>	<u>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。</u>	<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	<u>・震度3以上</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)</u>	
	<u>遠地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u>	<u>遠地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</u> <u>・マグニチュード7.0以上</u> <u>・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</u> <u>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など</u>	<u>地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響についても記述して発表。</u>  <u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>	
	(略)						
						<u>(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u>	
						(略)	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
179	<p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報_____・____注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p> <p>(略)</p>	記述の適正化
第4 災害情報収集・伝達	1 地震発生直後の被害の収集・伝達	1 地震発生直後の被害の収集・伝達	
180	<p>(略)</p> <p>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信_____, 電気, ガス, 上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(5) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター_____による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を_____官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、指定地方公共機関、県及び市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス, 電気, ガス, 上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡する。また、県及び市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。</p> <p>(5) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプター、無人航空機等による目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。</p> <p>(6) 県又は市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正(R元)
防災基本計画の修正(R2)			
防災基本計画の修正(R2)			
184	第5 通信・放送手段の確保	第5 通信・放送手段の確保	
	1 災害時の通信連絡	1 災害時の通信連絡	
	(1) 通信連絡手段	(1) 通信連絡手段	
	<p>大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</p>	<p>大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。</p> <p>なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</p>	



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
185	(略) ト 孤立防止用衛星電話…東日本電信電話(株)宮城事業部から市町村役場等に 配備されている衛星電話。	(略) <u>(削除) 以下繰り上げ</u>	廃止による削除
189	第2節 災害広報活動 (略) 第2 社会的混乱の防止 (略) 2 住民等への対応 県及び市町村 _____ は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 (略)	第2節 災害広報活動 (略) 第2 社会的混乱の防止 (略) 2 住民等への対応 県、市町村及びライフライン事業者は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。 (略)	防災基本計画の修正(R2)
193	第3節 防災活動体制 (略) 第3 県の活動 1 職員配備体制 県内で災害が発生し _____, 又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。 (略)	第3節 防災活動体制 (略) 第3 県の活動 1 職員配備体制 県内で災害が発生した <u>場合</u> , 又は災害が発生するおそれがある場合において、次により配備体制を敷く。 (略)	記述の適正化
194	(5) 現地災害対策本部 局地的かつ特に甚大な被害が発生し _____, 又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。 (略)	(5) 現地災害対策本部 局地的かつ特に甚大な被害が発生した <u>場合</u> , 又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。 (略)	記述の適正化
196	第4 市町村の活動 市町村は、地震による被害が発生し _____, 又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。 (略)	第4 市町村の活動 市町村は、地震による被害が発生した <u>場合</u> , 又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。 (略)	記述の適正化
197	第5 警察の活動	第5 警察の活動	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
198	<p>1 警察は、地震による重大な災害が発生し_____, 又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣____チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 警察は、地震による重大な災害が発生し<u>た場合</u>、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8 県、市町村、国及び関係機関の連携</b></p> <p>1 県と国機関との連携</p> <p>県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進するものとする。</p> <p><u>また、国が関係省庁、県又は市町村、ライフライン事業者等の代表者を一同に集めた連絡会議及び調整会議を開催する場合、県は、対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 防災関係機関相互の連携</p> <p>防災関係機関は、様々な災害の様態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。</p> <p><u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市町村、関係省庁、ライフライン事業者等は、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。</u></p> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣<u>医療</u>チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
201	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援・受援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員派遣システム等により職員派遣を要請する。 また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。 (略) <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援・受援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、総務省の被災市区町村応援職員確保システム等により職員派遣を要請する。 また、派遣元自治体と派遣先自治体間の派遣受入れ調整や関係内部部局との調整を行うとともに、「プッシュ型」による人材の派遣も行う。 (略) <u>6 県の職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。</u> (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
220	<p>第8節 医療救護活動 (略)</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 (略) <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (略)</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制 (略)</p>	<p>第8節 医療救護活動 (略)</p> <p>第3 医療救護体制・DMAT・医療救護班の派遣・受入れ体制 (略) <u>(5) 活動の継続・引き継ぎ</u> <u>イ 県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、(3)に掲げる機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。</u> <u>ロ 県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引き継ぎが適切に実施されるよう、努める。</u> (略)</p> <p>第6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制 (略)</p> <p>3 医薬品等の需要・供給体制 (略)</p>	<p>DMAT活動終了以降の医療提供体制の確保・継続及び災害医療コーディネーターの活用について明示的でないため追加</p>
223	<p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び_____宮城県病院薬剤師会 と締結した「災</p>	<p>(5) 県は、(一社)宮城県薬剤師会及び<u>(一社)</u>宮城県病院薬剤師会 と締結した「災</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、<u>      </u>宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p>	<p>害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、薬剤師の派遣を要請し、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理、調剤、服薬指導及び災害対応医薬品供給車両(モバイルファーマシー)による医薬品の供給等を行う。また、<u>(一社)</u>宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について協力を求める。</p>	記述の適正化
243	<p><b>第12節 避難活動</b> (略)</p> <p><b>第5 避難所の開設及び運営</b></p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>設置</u>する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として<u>開設する。</u></p> <p>(2) 市町村は、<u>必要に応じ</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(3) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p>	<p><b>第12節 避難活動</b> (略)</p> <p><b>第5 避難所の開設及び運営</b></p> <p>指定緊急避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に指定避難所を開設し、収容保護する。</p> <p>1 指定避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>開設</u>する必要があるときは、公共建物等を指定避難所として開設し、<u>住民等に対し周知徹底を図る。その際、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u></p> <p>(2) 市町村は、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(3) 市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 市町村は、避難所を開設した場合に係関係等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。</u></p> <p>2 避難所の運営 (略)</p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>防災基本計画の修正(R2) 15節第2に移記のため削除</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
244	<p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p>	<p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
245	<p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ハ 家庭動物への対応</p> <p>市町村は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>ハ 家庭動物への対応</p> <p>市町村は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p><u>ニ 感染症対策</u></p> <p><u>市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（8）ホームレスの受入</u></p> <p><u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（R2）</p> <p>防災基本計画の修正（R2）</p>
247	<p>（略）</p> <p><b>第9 広域避難者への支援</b></p> <p>1 円滑な手続きの実施</p> <p>県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者への広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p><b>第9 広域避難者への支援</b></p> <p>1 円滑な手続きの実施</p> <p>県は、市町村や都道府県の区域を越える被災住民への広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きを円滑に行うように努める。</p> <p>（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（R元）</p>
256	<p><b>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2 高齢者、障害者等への支援活動</b></p> <p>（略）</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）緊急支援</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施</p> <p>県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合に</p>	<p><b>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</b></p> <p>（略）</p> <p><b>第2 高齢者、障害者等への支援活動</b></p> <p>（略）</p> <p>2 支援体制の確立と実施</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）緊急支援</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施</p> <p>県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
257	<p>は、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、<u>ボランティア団体</u>等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>ハ（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>三 相互協力体制</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 災害派遣福祉チームの活動</p> <p>高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、<u>ボランティア関係団体など</u>と連携し、活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティア含む）を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、<u>NPO・ボランティア</u>等の協力を得て計画的に実施する。</p> <p>ハ（略）</p> <p><u>ニ 多様な避難所の確保</u></p> <p><u>市町村は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>ホ 相互協力体制</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 災害派遣福祉チームの活動</p> <p>高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームは、市町村の指示のもと、<u>NPO・ボランティア等</u>と連携し、活動を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>12節第5より 移記</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>記述の適正化</p>
259	<p><b>第16節 愛玩動物の収容対策</b></p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県（環境生活部，保健福祉部），県警察本部</p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。</p> <p>県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、<u>市町村等関係機関</u>との協力体制を確立する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第16節 愛玩動物の収容対策</b></p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>県（環境生活部，保健福祉部），県警察本部，<u>市町村，（公社）宮城県獣医師会</u></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。</p> <p>県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、（公社）宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、<u>市町村等関係機関は県と</u>協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
260	<p><b>第17節 食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、<u>被災者の食</u></p>	<p><b>第17節 食料，飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食</u></p>	<p>防災基本計画 の修正（R2）</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
266	<p>料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第9 燃料の調達・供給</b></p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、県民生活の維持に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第9 燃料の調達・供給</b></p> <p>1 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、県民生活の維持に努める。<u>このとき、被災市町村が複数にまたがる場合は、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p>
268	<p><b>第18節 防疫・保健衛生活動</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア<u>団体</u>等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 防疫</b></p> <p>(略)</p> <p>3 防疫用資器材等の確保</p> <p>(1) 県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策<u>薬剤</u>等を市町村へ供給する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第18節 防疫・保健衛生活動</b></p> <p><b>第1 目的</b></p> <p>(略)</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア<u>関係団体</u>の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 防疫</b></p> <p>(略)</p> <p>3 防疫用資器材等の確保</p> <p>(1) 県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策<u>資器材</u>等を市町村へ供給する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
274	<p><b>第20節 災害廃棄物処理活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 処理体制</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 県は、災害廃棄物処理計画<u>等</u>に基づき、仮置場、最終処分場<u>等</u>を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p>	<p><b>第20節 災害廃棄物処理活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 処理体制</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>市町村</u>は、災害廃棄物処理計画<u>等</u>に基づき、仮置場、最終処分場<u>の確保</u>を検討する等、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>3 市町村は、<u>市町村地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正</u>に行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>東北地方環</u> <u>境事務所に対して支援を要請する。</u></p> <p>6 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u>産業</u>廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。 (略)</p>	<p>3 市町村は、<u>ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、<u>「宮城県災害時広域受援計画」に基づき、他の都道府県等に対して応援を求めるほか、</u>東北地方環 境事務所に対して支援を要請する。</p> <p>6 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、<u> </u>廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の自治体へ協力要請を行う。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>宮城県広域受援計画の策定</p> <p>記述の適正化</p>
276	<p><b>第5 推進方策</b></p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u> </u> <u> </u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。 (略)</p>	<p><b>第5 推進方策</b></p> <p>1 県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が</u> <u>緊密に連携し、</u>可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p>
279	<p><b>第22節 教育活動</b> (略)</p> <p><b>第2 避難措置</b> (略)</p> <p>3 保護者への引渡し (1) 校園内の児童生徒等への対応 警報発<u>合</u>中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。 (略)</p>	<p><b>第22節 教育活動</b> (略)</p> <p><b>第2 避難措置</b> (略)</p> <p>3 保護者への引渡し (1) 校園内の児童生徒等への対応 警報発<u>表</u>中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
283	<p><b>第23節 防災資機材及び労働力の確保</b> (略)</p> <p><b>第2 緊急使用のための調達</b></p>	<p><b>第23節 防災資機材及び労働力の確保</b> (略)</p> <p><b>第2 緊急使用のための調達</b></p>	



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p>1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。</p> <p>なお、市町村についても県に準じて対応する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2</u> 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。</p> <p><u>3</u> 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。</p> <p>なお、市町村についても県に準じて対応する。</p> <p><u>2 県、電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。</u></p> <p><u>3 県は、大規模停電発生時には直ちにあらかじめリスト化した病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。さらに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。</u></p> <p><u>4</u> 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。</p> <p><u>5</u> 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R2)</p> <p>項目繰り下げ</p> <p>項目繰り下げ</p>
287	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>(略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路情報の提供</p> <p>災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>路側放送等</u>、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）<u> </u>で道路利用者へ提供する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第24節 公共土木施設等の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 道路施設</b></p> <p>(略)</p> <p>2 東北地方整備局の対応</p> <p>(略)</p> <p>(3) 道路情報の提供</p> <p>災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、<u>津波情報板</u>、道の駅SPOT（無料公衆無線LAN）<u>等</u>で道路利用者へ提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p>
288	<p><b>第3 海岸保全施設</b></p> <p><u>1</u> 緊急点検</p> <p>海岸管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</p>	<p><b>第3 海岸保全施設</b></p> <p><u>1 県の対応</u></p> <p><u>(1)</u> 緊急点検</p> <p>海岸管理者は、地震発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</p>	<p>2の新設に伴う修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p><u>2</u> 重要施設等の応急復旧 海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p> <p><u>3</u> 二次災害の防止対策 海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(2)</u> 重要施設等の応急復旧 海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</p> <p><u>(3)</u> 二次災害の防止対策 海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</p> <p><u>2 東北地方整備局の対応</u></p> <p><u>(1) 緊急点検</u> <u>海岸管理者は、地震発生（震度5弱以上）直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。</u></p> <p><u>(2) 重要施設等の応急復旧</u> <u>海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。</u></p> <p><u>(3) 二次災害の防止対策</u> <u>海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。</u></p>	<p>記述の適正化</p>
289	<p>第4 河川管理施設 (略) 2 東北地方整備局の対応 <u>(新規)</u></p>	<p>第4 河川管理施設 (略) 2 東北地方整備局の対応 <u>(1) 緊急点検</u> <u>河川管理者は、地震発生（震度4以上）直後（津波区域については、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。</u> <u>ただし、震度4の地震が発生した場合の対応は以下のとおりとする。</u> <u>イ～ハのいずれかに該当する場合には1次点検を実施するものとし、重大な被害が確認された場合には、2次点検を実施する。</u> <u>イ 出水により水防団待機水位を超えてはん濫危険水位に達する恐れのある場</u></p>	<p>記述の適正化</p>



宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
300	<p>それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <p>なお、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 下水道施設</b></p> <p>下水道管理者は、災害の発生時ににおいて、<u>公共</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>公共</u>下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、<u>過般式</u>排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の<u>公共</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ポンプ施設、<u>終末処理場</u></p> <p>下水道管理者は、ポンプ施設、<u>終末処理場施設</u>の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。</p> <p>3 広報活動</p> <p><u>終末処理場</u>が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、<u>処理場</u>周辺の環境汚染を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。<u>その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾン</u>は、<u>相互に連携し活動する。</u></p> <p>なお、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像<u>・地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による</u>情報提供に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第3 下水道施設</b></p> <p>下水道管理者は、災害の発生時ににおいて、<u>流域</u>下水道等の構造等を勘案して、速やかに、<u>流域</u>下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握した時には、<u>可搬式</u>排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の<u>流域</u>下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 ポンプ施設、<u>浄化センター</u></p> <p>下水道管理者は、ポンプ施設、<u>浄化センター</u>の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。</p> <p>3 広報活動</p> <p><u>浄化センター</u>が被災により機能不全に陥った場合、未処理又は不十分のままに処理水が放流されることになる。下水道管理者は広報を行い利用者に節水による下水使用の低減を呼びかけ、<u>浄化センター</u>周辺の環境汚染を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
304	<p><b>第7 電信・電話施設</b></p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>特設</u>公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7 電信・電話施設</b></p> <p>1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>災害時</u>公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>呼称変更</p>
309	<p><b>第27節 農林水産業の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 農業</b></p>	<p><b>第27節 農林水産業の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 農業</b></p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
311	<p>1 活動体制 農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農林業災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農林業災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。 (略)</p> <p>4 家畜伝染病の発生予防 (略)</p> <p>(2) 防止措置 家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。 イ (略) ロ 殺処分又は死体の焼却、埋却 ハ (略) (略)</p> <p>第3 林業 1 活動体制 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農林業災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農林業災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。 (略)</p>	<p>1 活動体制 農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「宮城県農政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>農政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>農政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。 (略)</p> <p>4 家畜伝染病の発生予防 (略)</p> <p>(2) 防止措置 家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。 イ (略) ロ 殺処分及び死体の焼却、埋却 ハ (略) (略)</p> <p>第3 林業 1 活動体制 林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県水産林政部災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「<u>水産林政部災害対策本部</u>」を、各地方振興事務所に「<u>水産林政部災害地方対策本部</u>」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。 (略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>情報の更新</p>
313	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動 1 県及び市町村又は事業者の対応 (略)</p> <p>(6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>終末処理場</u>被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、<u>あわせ</u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p>	<p>第28節 二次災害・複合災害防止対策 (略)</p> <p>第2 二次災害の防止活動 1 県及び市町村又は事業者の対応 (略)</p> <p>(6) 下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>浄化センター</u>被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、<u>      </u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
319	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>＜主な実施機関＞                  県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、日本赤十字社宮城県支部、<u>県社会福祉協議会、ボランティア関係団体</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの<u>受入れ</u>調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等<u>連携組織</u>が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、<u>災害ボランティア関係団体</u>等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NPO・NGO法人等のボランティア団体及びNPO等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>_____</u>これ_____により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>なお、ボランティアの<u>受入れ</u>に際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。</p> <p>各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村災害ボランティアセンター</p> <p>市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、<u>基礎的ボランティアセンターとして</u>、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター</p> <p>宮城県社会福祉協議会とNPO等<u>連携組織</u>が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p><u>なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。</u></p> <p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>ボランティア関係団体</u>等との連携</p> <p>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及び</p>	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>＜主な実施機関＞                  県（環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部）、市町村、日本赤十字社宮城県支部、<u>県社会福祉協議会、NPO・ボランティア等</u></p> <p>（略）</p> <p>第2 一般ボランティア</p> <p>1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>ボランティアの<u>コーディネート</u>調整組織としては、社会福祉協議会及びNPO等<u>関係機関</u>が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、<u>NPO・ボランティア</u>等とも連携を図り、活動を展開する。</p> <p>この際、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NPO・NGO・ボランティア等</u>との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア等の活動支援や_____活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組</u>により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。</p> <p>なお、ボランティアの<u>コーディネート</u>に際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。</p> <p>各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村災害ボランティアセンター</p> <p>市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、<u>_____</u>地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>(2) 県災害ボランティアセンター</p> <p>宮城県社会福祉協議会とNPO等<u>関係機関</u>が中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p><u>_____</u></p> <p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携</p> <p>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>記述の適正化</p>
320	<p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>ボランティア関係団体</u>等との連携</p> <p>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及び</p>	<p>2 日本赤十字社宮城県支部、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携</p> <p>災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及</p>	<p>記述の適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
	<p><u>ボランティア関係団体</u>等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する。</p> <p>3 行政の支援</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの<u>受入れ</u>に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 NPO・NGOとの連携</b></p> <p>県及び市町村は、一般ボランティアの<u>受入れ</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等<u>連携組織</u>と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p>	<p>び<u>NPO・ボランティア</u>等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援する</p> <p>3 行政の支援</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの<u>コーディネート</u>に際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。</p> <p>(略)</p> <p><b>第4 NPO・NGOとの連携</b></p> <p>県及び市町村は、一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等<u>関係機関</u>と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
	<p><b>第4章 災害復旧復興対策</b></p>	<p><b>第4章 災害復旧復興対策</b></p>	
324	<p><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害復旧計画</b></p> <p>(略)</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業</u>、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(略)</p> <p>325 (4) 県及び市町村は、<u>重要物流道路及びその代替・補完路</u>の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第1節 災害復旧・復興計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害復旧計画</b></p> <p>(略)</p> <p>3 事業の実施</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、<u>関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業</u>、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県及び市町村は、<u>県道又は市町村道</u>の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
	<p><b>第2節 生活再建支援</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2節 生活再建支援</b></p> <p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年1月）	修正後	備考
328	<p><b>第3 罹災証明書の交付</b> <u>(新規)</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(新規)</u></p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、</p> <hr/> <hr/> <p>被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災市町村間の調整を図る。 (略)</p>	<p><b>第3 罹災証明書の交付</b> <u>1 市町村</u></p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局をあらかじめ定める、他の自治体や民間団体との応援協定の締結や応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなどして、罹災証明書交付に必要な業務の実施体制の確保に努め、災害時速やかに被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、効率的な罹災証明書の交付を行うため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとするとともに、応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を実施する際は、早期に実施できるよう関係部局と非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討するよう努める。</u></p> <p><u>2 県</u></p> <p>県は、市町村で実施する住家等の被害認定や罹災証明書の交付業務について、平時には市町村の住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るとともに、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。また、災害時には、<u>速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。さらに、</u>被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な職員の派遣や技術的な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等をおこなうこと等により、被災市町村間の調整を図る。 (略)</p>	<p>項目名の設置</p> <p>防災基本計画の修正(R元)</p> <p>項目名の設置</p> <p>防災基本計画の修正(R2)</p>
336	<p><b>第3節 住宅復旧支援</b> (略)</p> <p><b>第3 住宅の建設等</b> (略)</p> <p>1 災害公営住宅の建設等</p>	<p><b>第3節 住宅復旧支援</b> (略)</p> <p><b>第3 住宅の建設等</b> (略)</p> <p>1 災害公営住宅の建設等</p>	



